

三好議員（自民議連）

令和元年 12 月 10 日
教育長 答 弁 実 録
（ 教 育 委 員 会 ）

（問）難聴の生徒の高校受入れの現状と今後の対応について

県内の一般県立高校における難聴の生徒の受入体制の現状と認識，並びに今後の取組について伺う。

（答）

障害のある生徒の受入れ体制につきましては，高等学校入学者選抜においては，障害等を理由に特別な配慮を希望する生徒に対して，個々の障害に応じた，必要な措置を行っております。

聴覚障害を理由に特別な配慮を希望する生徒に対しては，補聴器やFMマイクの使用，ヒアリング問題を筆記問題に変更するなど，必要な配慮を行っており，このような配慮を受けた生徒が，毎年数名程度，入学しております。

入学後は，当該生徒の状況について，学年会や職員会議等で情報共有を行い，聴き取りやすいような座席の配置，FMマイクの使用，体育科の実技における安全性の確保に向けた学習指導の工夫など，障害の状態等に応じた組織的な支援に努めているところでございます。

教育委員会といたしましては，各学校が特別支援学校や関係機関と連携し，個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫がより一層図られるよう，教員の専門性の向上に全力で取り組んでまいります。